

## 顕彰規程

2021年1月29日 現在

### (趣旨)

第1条 サウンドスケープに関わる優れた活動・業績を有する個人または団体を顕彰するため、この規定を設ける。

### (顕彰の目的)

第2条 この顕彰は、サウンドスケープに関する諸活動を活性化することを目的とする。

### (顕彰委員会)

第3条 企画広報委員会内に標記の委員会を設置する。委員数は4～6名とする。原則として1年ごとに半数以下を改選する。委員は企画広報委員会が選任し、理事会が認定する。委員長は留任委員の中から企画広報委員会が選任する。

### (顕彰基準)

第4条 顕彰には3つの区分を設け、それぞれの内容を審査する。論文、設計、プロジェクト、教育等、幅広い領域の実績をその対象とする。

- 日本サウンドスケープ協会賞：社会的波及効果の大きな実績に対する顕彰
- 日本サウンドスケープ協会 奨励賞：近年の研究や実践の活動に対する顕彰
- 日本サウンドスケープ協会 功労賞：サウンドスケープに関連する活動に対する長年の取り組みに対する顕彰

### (授賞者の決定)

第5条 授賞者（第1条に記す個人または団体）は、会員からの推薦によって候補を募り、顕彰委員会において審議し、企画広報委員会を通じて理事会に報告する。決定は、理事会がこれを行う。

### (表彰)

第6条 表彰は、原則として毎年1回これを行う。

2 前条の審査結果は、協会の web サイトに掲載し周知する。また、協会誌には選定評および授賞者のコメントを掲載する。

(表彰状等の贈呈)

第 7 条 授賞者に対しては、表彰状等を贈呈する。

附 則

この規程は、2020 年度 ○月○日より施行する。